

平成25年予算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成25年3月19日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時10分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第14号 平成25年度士別市一般会計予算

議案第15号 平成25年度士別市診療施設特別会計予算

議案第16号 平成25年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成25年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成25年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第19号 平成25年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第20号 平成25年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第21号 平成25年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成25年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成25年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第24号 平成25年度士別市水道事業会計予算

議案第25号 平成25年度士別市病院事業会計予算

議案第26号 士別市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第27号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の制定について

議案第28号 士別市保健医療福祉対策協議会条例の一部を改正する条例について

議案第29号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

議案第30号 士別市地方卸売市場条例の一部を改正する条例について

議案第31号 士別市朝日農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について

議案第32号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

閉議宣告

出席委員（19名）

委員 岡崎 治 夫 君

委員 十河 剛 志 君

委員 松ヶ平 哲 幸 君

委員 渡 辺 英 次 君

委員 丹 正 臣 君

副委員長 粥 川 章 君

委員 出合孝司君
委員 谷口隆徳君
委員 小池浩美君
委員長 井上久嗣君
委員 田宮正秋君
委員 山居忠彰君
委員 神田壽昭君

委員 伊藤隆雄君
委員 国忠崇史君
委員 菅原清一郎君
委員 岡田久俊君
委員 遠山昭二君
委員 斉藤昇君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君
議会事務局
総務課主幹 岡崎 忠幸 君
議会事務局
総務課主任主事 榎木 孝士 君

議会事務局 浅利 知充 君
総務課長
議会事務局 御代田 知香 君
総務課主任主事

(午前10時00分開議)

委員長(井上久嗣君) ただいまの出席委員は17名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(井上久嗣君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(井上久嗣君) なお、渡辺英次委員、神田壽昭委員から遅参の届け出があります。

ここで副委員長と交代いたします。

副委員長(粥川 章君) おはようございます。

それでは、18日に引き続き総括質問を行います。

斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 通告してございます2つの問題について総括質問をいたしたいと思います。

1つは、市民の健康管理システム整備事業についてでございます。

私は、前にも全市民の健康管理をして健康な土別市をつくっていくために、市民全員の健康管理台帳のようなものをつくって、市民にそれぞれの健康管理をお任せしたり、市の保健事業にも大いに役立てていくべきではないか、こういう質問もさせていただいたところでもございます。今回、そういう意味からいっても、健康管理システムの導入、これは非常に喜ばしいことだと考えておりますし、その中身について、詳しくこの際答弁をいただければありがたいと思います。

1つは、健康管理システム導入の経緯、現在の健診結果の管理状況、あるいはこの健康管理システム導入の目的、これらから伺っていきたいと思います。

副委員長(粥川 章君) 政田保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹(政田祐子君) 御質問のほうにお答えしたいと思います。

現在、保健福祉センターと地域住民課において、市民の各種検診などを管理しているところでございますが、その内容といたしましては、がん検診については、胃、肺、大腸、子宮、乳がんについて、そのほかに肝炎や結核検診についても管理しているところであります。また、予防接種につきましても、BCG、2種混合、3種混合、4種混合、またポリオ、麻疹・風疹、子宮頸がん、ヒブ・小児肺炎球菌ワクチンなどの接種履歴を管理しております。乳幼児健診についても管理しているところでございます。

その管理方法でございますが、例えば各種検診については、それぞれの検診ごと、またそれぞれの検診の実施日ごとに、パソコンの表計算ソフトであるエクセルを使って管理しております。複数の検診結果などを確認して、保健指導に結びつけたいところなのですが、個々の検診ごとに管理されているため、なかなか難しい部分がございます。また、住民基本システムと連動しておりませんので、出生・死亡、転入・転出、あるいは市内での転居、世帯分離など、

市民の移動状況を電算で確認できない状況ですので、例えば転入してこられた乳幼児に、乳幼児健診の案内がおくれたり、迅速な案内ができない可能性があります。そこでこれらの問題を解決し、より効果的な市民への対応が可能となるように、健康管理システムを導入することになりました。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 健康管理システムというのはどんなシステムで、これは全市民が対象になるものなのでしょうか。私はやっぱり、全市民のもつくるべきだということも言ってまいりましたけれども、ただデータをどうとるかということもございますけれども、当面は、全市民を対象にしながらも、国保の対象者だけということになるのでしょうか。全市民を対象にする考え方について、この際お答えください。

副委員長（粥川 章君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 斉藤委員からは、平成23年の決算審査特別委員会でも御提言のあったこの電算管理システムでございます。そこで国保だけでなく、全市民を対象にすべきというお話でございますけれども、まず、今回導入させてもらうシステムというのは、乳幼児健診、あるいは妊産婦健診、予防接種等についても、もちろん社会保険の方も該当してございます。それから各種がん検診、胃、肺、大腸、乳がん、子宮がんなどがございますが、それにつきましても、市が実施しているがん検診については、その中にももちろん社会保険の方も入っているところであります。

そこで、具体的に申し上げていきますと、乳幼児健診につきましては、4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診、あるいは7カ月、2歳児の相談がございまして、人数で申し上げますと、およそ560人でございます。それから妊婦健診につきましては、これはもちろん社会保険の方も入っておりますし、およそ160人でございます。それから予防接種につきましては、BCG、2種、3種、4種、ポリオ、麻疹とか、たくさんございまして、これももちろん社会保険の方も入っておりまして、子供全部ですけれども1,180人、それから各種、市が実施しております検診、がん検診につきましても、あるいは肝炎検診、あるいは結核検診、エキノコックス症検診、それからお話のございました特定健診につきましては、現在は土別市国保の方の特定健診、更に特定保健指導を電算の中に入力させてもらっているところで、およそ6,500人でありまして、以上集計いたしますと8,400人の市民の方の健康管理をさせてもらっているところですが、1人で複数の検診を受けられる方もいらっしゃいますので、その分を勘案いたしますと、およそ7,400人程度の方が、この健康管理システムで管理することができるというふうに考えておりまして、国保の方以外の社会保険の方の特定健診などにつきましては、あくまでもそれぞれの健康保険者が特定健診、あるいは特定保健指導を実施する部分でございまして、その部分については個人情報保護の観点から情報をいただけませんので、そこで、社会保険の方が御自分でデータを持ってきていただいて、これを管理してくださいと、そういうこ

とになりますと、その部分についてはこの電算システムの中に取り込んで、管理させていただくことができるというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） この管理システムを導入することによって、市民の皆さんに対する影響と
いいですか、メリット・デメリット、デメリットはないんだと思うんだけど、それにつ
いては、今のものとどのくらい変化していくのか、流れについてもちょっとこの際お答えいた
だきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 政田保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（政田祐子君） この健康管理システムによる市民のメリットという点で
ありますが、まず住民基本電算システムと連動することになりますので、出生・死亡、転入・
転出、そういった世帯の移動状況が、移動日の翌日にはこのシステムに反映されることにな
りますので、市民のそういった異動を踏まえた迅速な検診の案内であるとか、保健指導などの対
応が可能となると思います。

また、各種がん検診や結核検診、肝炎検診の管理におきましても、個人ごとに過去の履歴も
含めまして、受診された複数の検診結果を一度に見ることができるようになりますので、これ
までよりもより適切な受診勧奨、あるいは保健指導というものを行うことができると思います。

また、個人ごとの管理だけではなくて、世帯として管理することができますので、家族の祖
父母、父母、子供たちを含めた、家族状況や過去の相談内容も把握することができるように
なると思われますので、より細やかな相談対応ができたり、あとは、どの保健師でも適切に対応
することができるようになると思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） より細かな検診も含めて対応できるということでございますけれども、実
際には全市民対象ではなくて7,600人と、こうおっしゃいましたけれども、やはりこれを全市
民を対象にしていくためには、どんなところが障害になっているものなのでしょう。全市民や
世帯を対象にしていくという目標、これをきちっと見据えて、目標を持って、進めていく必要
があるのではないかと、こう思うのだけれども、その点はいかがでしょう。

副委員長（粥川 章君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 全市民を見据えて対応すべきという御提言でございます
が、この部分につきましては、現在の健診の制度というのが、それぞれの健康保険者が責任を
持って検診、あるいは保健指導をするという制度になっております。そこで、例えば会社に勤
めている方につきましては、事業主が従業員に対して健康診断をする責務というのがございま
して、更に従業員の健康を守るために指導もしなければならないという部分がございます。

そこで、現在の制度の中で土別市が全市民を対象にということは、目標としたい部分として

はあるんですけれども、現在の制度の中で個人情報保護の観点から、例えば土別市国保以外の方の市民のデータをそれぞれの社会保険であったり、協会健保であったり、共済組合であったり、そこから入手することは困難でございます。

そこで、先ほどの話の繰り返しになって申しわけないんですけれども、あくまでも市民、御自分が電算の中で見てほしいんだと。一緒に管理してという御要望がございましたら、もちろんそれは喜んでこのシステムで管理させてもらうということもあります。

更に、健診だけではなくて、健康相談とかの部分もございます。健康相談の部分につきましては、もちろん健康保険の区別なく、もちろん全市民に対して、現在もやらせてもらっておりますし、今後につきましても、きっちりと対応させていただきたいというふうに考えております。以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、7,600人という話もされましたけれども、国保に加入している世帯は今何人ぐらいなんですか。

副委員長（粥川 章君） 三好部長。

市民部長（三好信之君） 国保の人数ですけれども、加入の人数で約6,000人、年間変動ありますけれども、平均すると6千二、三百人のような状況になっております。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうしますと、国保は6千二、三百人だと、こうおっしゃるんだけれども、7,600人が大体受けるんだということですから、いわば国保以外のやつ、もう一回ちょっと説明していただけますか。国保以外のやつで、国保は6千二、三百だといって、7,600人が対象だと言ったですね、その区分というのはどういうふうに、もう一回教えていただきたい。

副委員長（粥川 章君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 7,400人程度なんですけれども、その部分でございます。

まず乳幼児健診、ゼロ歳から3歳までの部分でございますが、この部分につきましては、健診としては4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳健診、7カ月相談、2歳児相談がございまして、これらについてはおおよそ560人、それから妊婦健診がありまして、それから予防接種、それからがん検診につきましては、市が実施しているがん検診がございまして、その中には社会保険の方もおられますけれども、あと、例えば会社勤めの方のがん検診というのは、会社でやっている人間ドック、その中にがん検診が含まれている方ももちろんいると思いますし、その部分については、このシステムでは取り入れることはできないというふうに考えてございまして、それ以外に、結核検診につきましては65歳以上の方の希望される方ですけれども、この中にはもちろん社会保険の方もいらっしゃいます。あとエキノコックス症検診も社会保険の方もいらっしゃいますし、そういう意味で7,400人ということになりまして、ちょっと答えになっていないかもしれないんですけれども。

できない部分を申し上げます。できない部分につきまして申し上げますと、社会保険の方、

これは原則ですけれども、社会保険の被用者保険の本人の方が、約7,000人というふうに考えております。それから被用者保険の扶養家族の方が1,600人と考えております。それから国保であっても、特定健診は40歳から74歳までですので、若い方、18歳から39歳までの国保の方については、750人ぐらいというふうに押さえておりますけれども、この部分については特定健診の対象外となっておりますので、ただこの方についても、がん検診とかはもちろん受ける方いらっしゃいますので、この部分については、このシステムの中で取り組むことになっております。あるいは後期高齢者、75歳以上の方4,300人いらっしゃいますけれども、この部分につきましては、全員が健康診断を受ける部分でもございませんので、もちろん健康診断を受ける方については、このシステムの中で把握させていただこうというふうに考えております。以上です。

副委員長（粥川 章君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 国保の、先ほど加入者6千二、三百人と言いましたけれども、その6千二、三百人のうち、特定健診の対象者というのが大体4,000人ぐらいになります。今現在、土別の受診率が46%ぐらいですので、実際に2,000名の方ぐらいが特定健診を受けております。その2,000名と先ほど菅井所長のほうで言いました生保とかがん検診を受けた方、そういった方々三千数百名、そのデータを合わせると、7,400人のデータを今の現状で管理できるという、そういうふな構図になっております。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私はやっぱり全市民を対象にした、全市民の皆さん方の健康管理システムというか、台帳といいますか、健康管理台帳といいますか、そういうシステムに向かっていくべきだと、こう思うのだけれども、社会保険や共済だとかは、本人の希望がなければ、呼びかけも何もしないということなんですか。だけど、ほかの人たちはそれを、知るよしもないわけですよ。だからこのシステムの中に、国保だけではなくて、そういう一般の市民の皆さん方も自分の健康をきちっと登録するというようなことがあるので、ぜひ加入して、市の健康管理システムの中に加入したらどうですかというようなことは市民の皆さんに訴えていくという気はないということなんですか。

副委員長（粥川 章君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） その部分につきましては、電算導入を今回、新年度で計画しておりまして、その部分につきましても、もちろん広報とかそういう部分を使いまして、対応できますというふうな部分で、周知していきたいというふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 周知もしていくということだけれども、そうすると、国保の対象だけではなくて、市民全体の健康管理台帳というようなものを、市として目指していくというふうには、はっきりお答えいただいているんですか、お答えいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君） お答えをいたします。

今、いろいろな制度、細かく御説明いたしましたけれども、いろいろ個人情報の問題であったり、保険制度の問題であったり、それから学校の部分の健康診断が別にまた管理されているというような問題も実はございます。ただ、基本的にはシステムを入れましたので、委員おっしゃられますように、目標としては、やはり全市民の健康をきちっと管理していきたいという目標は持っております。

その方向で行きたいというふうには考えておりますけれども、そういういろいろな制度間の問題、当然そういう面でいうと、そういう保険者との話し合い、あるいは学校との話し合い、当然御本人から情報をいただくと、個人的に持ってきていただくということもあります。それから入力をきちっとしていくということもあります。管理の問題もあります。そういったいろいろな問題を、それぞれクリアをしながら、あるいは人員の確保の問題も出てまいりますので、来年につきましては、とりあえず健康相談を含めて、社会保険の方についてもモデル的にさせていただいて、そういう検証、実際取り組みながらどういう課題があるのかということも抽出をさせていただきながら検討し、体制を徐々にでありますけれども、つくっていきたくと。なかなか制度的にいろいろな問題がありますので、一足飛びにはいきませんが、着実に前進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 今、国保でやっていくわけですから、今部長おっしゃったように、検討していくということでございますので、ぜひそういう検討経過や、それから課題、こういったものも、ぜひ機会があれば私どもにもお知らせいただきたい、そのことをお願いしておきたいと思っております。

次に、国際交流、それから地域間の交流について、お尋ねをしたいと思います。

ゴールバーン市とのいわば交流が続いて、私も交流前の交流をするという合意書をつくるときに、当時の榎木市長とゴールバーンを訪れて、その友好都市を結ぶというところに調印してきた覚えがございますけれども、それ以降ゴールバーン市とのいわば交流が続いておりますけれども、ゴールバーンからどのような市民が来て、そしてどんな交流がなされたのか。それから土別市からゴールバーンを訪ねて、どんな訪問や、そしてどのくらいの市民が行ったのか、この点、ゴールバーン市との友好交流がどの程度展開されてきたのか、この際、ここで当初から今日までの経過、それから今後の課題、こういったものについてもぜひお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（粥川 章君） 丸企画課主幹。

企画課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、これまでのゴールバーンとの交流の経過でございますが、本市の市民グループでありますサフォーク研究会がサフォークランド土別としてのまちづくりの確立を目指しまして、そ

の活動の一つとして、観光牧場の運営ですとか飼育、更には羊肉料理についての研究のため、平成6年、1994年、それから平成7年、1995年、この2回にわたってゴールバーンを訪問されました。この訪問をきっかけといたしまして、平成8年、1996年ですが、土別市で開かれましたサフォークフェスティバルにゴールバーンから市長ら8名が訪れ、翌年、平成9年の1997年でございますが、土別市から市長を初めとする友好親善訪問団8名がゴールバーンを訪問し、両市における友好親善交流の合意を取り交わしてございます。更に、平成11年、1999年7月でございますが、土別市の開基100年に合わせまして、当時のゴールバーン市長のマーガレット市長ら8名が再度土別を訪れられまして、姉妹都市提携を締結してございます。

こういった経過でございますが、それ以降どのような方々がどれくらい本市に来土されているかという点でございますが、まずゴールバーンの市長、副市長ほか、市民訪問団という形で、1999年の提携調印日を含めましてでございますが、この1999年と2003年の2回、合計いたしまして15名の方々が市民訪問団として、来土してございます。

そのほか高校生の短期留学という形でございますが、こちらは2003年、2005年、2007年の3回にわたりまして、高校生と引率者を含めまして29名、延べ44名が来土してございます。

逆に、土別市のほうからゴールバーンへどのような市民が何名程度訪問しているかという点でございますが、こちらにつきましては、同じく市長や議長を初めとする行政や議会の代表者、商工会議所、サフォーク研究会、国際交流協会の方々など、公式訪問団という形で訪問された方々がいらっしゃいます。こちらにつきましては2000年と2010年の2回、合計いたしまして延べ18名、それから国際交流協会の会員の方々、更には農業者などの市民、それからさっぽろ市土別ふるさと会の方々などの市民訪問団でございますが、こちらは2001年、2002年、2004年、2005年の4回にわたりまして、31名の方々が訪問してございます。

また、国際交流協会などが主催しております高校生の短期留学研修についてでございますが、こちらにつきましては平成14年、2002年を皮切りに、2004年、2006年、2008年、2010年、2012年の6回にわたりまして、38名の方々が訪問してございます。延べ人数でございますが、87名の方がゴールバーンへ訪問しております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） せんだって田苅子前市長あるいは千葉会頭をゴールバーンの生誕150周年記念式典に特使として派遣しましたけれども、この目的、それから人選、どういうふうにお考えになってなされたのか、この際承っておきたいと思えます。

副委員長（粥川 章君） 大崎企画振興室長。

企画振興室長（大崎良夫君） 先般、ゴールバーン生誕150周年記念式典に前田苅子市長、千葉会頭が特使として訪問されたわけなんですけれども、その目的につきましては、1つには、この生誕150年という大きな節目の記念に際しまして、ゴールバーンと姉妹都市を提携、平成11年にしたわけでありまして、当時の市長である田苅子氏と市民各界各層を代表しまして、

商工会議所の千葉会頭のお二人を特使として派遣したところであります。そういった意味で、土別市としてそのお祝いの気持ちをあらわすとともに、交流のきずなを深めていただきたいというような趣旨もございます。

2つ目には、本市から高校生の短期留学等の受け入れも行っておりまして、ゴールバーンからの更に市民訪問団の派遣などについても、今後の交流の推進、更にはその活性化を図るために、今回お二人の方を特使として派遣した目的というふうに考えております。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それらの派遣をして、今回の向こうへ行っての対応でありますとか、それからゴールバーン市側の反応でありますとか、それから特使派遣によって今後これから、特使ですから一定の任務を持って行っていただいたと思うんです。だから、そういう点では、帰ってきてからの特使としての報告もあったと思うんだけど、その特徴的な点について、この際お聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 東川秘書広報課主幹。

秘書広報課主幹（東川晃宏君） 今回、特使のほうに随行いたしましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ゴールバーン市の姉妹都市は、本市のほかアメリカのノースレイクとエルカホン、中国のジヤンドがございますけれども、その中で式典に参加したのは土別市だけでありまして、先方からは敬意と感謝が示されますとともに、大変大きな歓迎を受けてまいりました。

今回の訪問では、大切なゲスト、VIPゲストということで、式典やゴールバーン市のホームページにおいて紹介されております。そのほかにも、地元新聞紙のゴールバーンポストのほうへ、写真のほうに掲載されたほか、土別市内の保育園児たちが歌うバースデイソング、これを本市のフェイスブックのほうに登載しておりますけれども、そのゴールバーンのホームページのほうで、そういった市のフェイスブックがリンクされまして、その再生回数がこれまでよりもけたが違う2,200回というような形で再生回数になるなど、姉妹都市としてのアピールを一定程度することができたものと考えております。

また、特使の田苅子前市長におかれましては、現在もゴールバーンの市議会議員でありまして、姉妹都市提携の調印時に市長でありましたオニール元市長のほうと再会を果たされまして、懐かしい友人との再会と、今後の両市の交流の推進について意見の交換を行ってきたところであります。

その意見の交換結果の内容であります。本日、朝8時40分から特使お二人は市長のほうを訪ねられまして、帰朝報告をされております。そういった中から特徴的なことをお伝えいたしますと、土別との交流が特に大切だというふうな認識を持っているということは先方からあったということで、特使のほうから御報告もありました。その中で、具体的な今後の交流活動について話があったのですけれども、高校生の短期留学につきましては、先方も大変意義のあるものだというふうに思っているという考えを持っているということについて報告がされまして、

ここ4年間ぐらいですが、高校生の派遣をちょっとお休みをしているわけですが、その間新型コロナウイルスや、東日本大震災といったような社会的な要因があったということもありますし、そのほかにも、その派遣について全額自己負担になってしまうという財政的な状況ということもありましたけれども、今後は現在行っているマルワリー高校のみならず、ほかのゴールバーン高校とトリニティー高校を含めた、これまでの1校体制から3校体制にして、派遣する高校生のほうを募っていきたいということの報告がありました。

また、市民訪問団の派遣ということについても、平成15年を最後に、今のところちょっと途絶えているわけですが、早い時期に市民や市議会議員を派遣する使節団のほうを派遣したいというふうな形で、考えのほうが示されたところでありました。

今回、お会いした方々のお話を聞きますと、今回遠路、オーストラリアのほうまで記念式典に参加したということで、大変感謝をされたということがあります。それとともに、自分たちは最近使節団であるとか、高校生の留学を一時お休みしているということもあって、大変土別市の期待に対して十分応えることができていないというようなことを言われて、大変自分たちは恥ずかしい思いをしているというような発言もありましたので、今回高校生の留学ですとか使節団の派遣といったものについては、今後十分可能性があるのではないかなという手応えを感じて帰ってきたところです。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、市の訪問というのはこれから毎年のように続けていくという、高校生も含めてですけれども、そういうお考えでいらっしゃるのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 中峰企画課長。

企画課長（中峰寿彰君） お答えいたします。

多くは人的な交流ということでこれまで交流活動をしてきていますけれども、今後におきましても、まず1つには、高校生の短期留学派遣というところを、一つ核に据えていきたいというふうに考えております。

この短期留学につきましては、相互に1年置きに派遣しましょうということでありますので、この派遣については、国際交流協会が本市の場合主催されておりますけれども、連携をとりながら、まずはここを基本的に進めていきたいと。そのほか、人材育成交流事業などの活用の中で、市民の皆様がゴールバーンのほうにというようなお話があれば、その助成も含めて支援、協力していきたいというふうに考えております。公式訪問団的な部分については、節目節目を見ながら進めていきたいと思っておりますし、そのほかさまざまな情報交流も含めて考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、日本国内の問題だけれども、みよし市でありますとか、川内村との

交流なんかもなされております。特に川内村への支援、これはどういう支援を行ったのかというのを聞きたいと思うんです。

震災から2年が経過して、まだまだ被災の影響が消えない、本当に気の毒なことだけれども、元気を出してみんな頑張っていると思うんです。これまで土別の物資やお金の支援なんかはもちろんのことだけれども、川内村の子供たちも、夏休みなんかは受け入れするなんていうこともずっとやってきているようだけれども、現在までの交流経過と、そして今年や今後の取り組み、どういう川内村への支援なんかは行ったのかということも含めて、お答えいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 大橋秘書広報課主査。

秘書広報課主査（大橋雅民君） お答えいたします。

私のほうから、これまでの実施事業について御答弁させていただきます。

まず、平成23年度に実施いたしました1つには、土別にコラッセ夏学校ですけれども、23年7月31日から8月8日までの8泊9日にわたりまして、川内村の4年生から6年生の児童38名と引率4名、計42名を受け入れました。またこの夏学校にあわせて、川内村の遠藤村長が来土されております。主な活動といたしましては、カヌー体験やプール授業、バーベキュー、花火大会、ミニ運動会、地元小学生との野球やバレーボールなどを行い、交流をしてきたところでございます。また実施に当たりましては、市内の各関係機関の支援をいただきながら、受け入れを行ってきたところであります。

2つ目には、市民の活動として、サフォークランド土別マフラープロジェクトで、11月24日、25日にかけて、ひつじ祭り実行委員会が市民の手で編んだマフラーを、避難先の郡山市内の学校を訪問し、川内村の小学生・中学生を含む避難先の228名の小・中学生にマフラーを届けてきたところであります。

また、24年1月26日には、川内村社会福祉協議会が企画した道内視察において、33名の村民が本市を訪問されました。

平成23年度における川内村から土別に訪れた人数といたしましては76名、うち子供については38名ということになってございます。

次に、平成24年度におきましては、5月に牧野市長、岡崎副議長、北口道議、一行7名が、平成24年3月に役場機能を川内村に戻したことに伴いまして村を訪問し、村民を激励してきております。

また、23年度に引き続き、土別にコラッセ夏学校を開校しまして、日数はちょっと減ったんですけれども、3泊4日にわたって、4年生から6年生までの児童40名と副村長を含む引率5名、計45名を受け入れたところであります。主な活動内容については、23年度と同様な内容となっております。

また、10月17日には、チャリティー川内村の子供たちを応援する爆笑民謡歌謡ショーとして、市内の実行委員会の方々がチャリティーショーを行っていただきました。文化センターの大ホ

ール満員になるほどの市民が訪れ、盛会に開催されたところであります。実行委員会からの益金50万円が寄附されまして、これをきっかけといたしまして、平成24年第4回定例会で議決いただきましたかえる基金の創設につながったところでございます。

24年度川内村から本市に訪れた人数といたしましては46名、うち子供が40名というふうになってございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 非常に川内村からも、士別市との友好交流には期待もされて、喜んでおられるということで、私はよくやっているし、これはやっぱり継続してやっていくべきだと思っておりますけれども、どんな支援の活動をこれから予定しているのかということ、それから、川内村が士別市に対してどんなことを望み、求めていると言ったらおかしいけれども、どんなことを望んでいるかということ、若干詳しく、わかれば教えていただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 田中秘書広報課長。

秘書広報課長（田中寿幸君） 私のほうから平成25年度の支援活動ということについて御答弁申し上げます。

平成25年度の予定事業につきましては士別にコラッセ夏学校、それから仮称であります但帰村への歩み展、それから川内村で行っております復興祭への参加事業という3事業を予定してございます。

士別にコラッセ夏学校につきましては、これまでの取り組みを基本といたしまして、平成25年度におきましては、川内村に帰村をされた小・中学生20名を受け入れていくという予定になっております。

また、帰村への歩み展についてですが、これについては震災から現在まで、川内村が所有しております写真のパネルをお借りしたパネル展を開催いたしまして、またそれにあわせまして、川内村の職員の方々からの講演会を実施し、川内村への市民の理解を深めていきたいというふう考えております。

川内村復興祭の参加事業でありますけれども、これは昨年から川内村を元気づけるというようなことで、復興祭というお祭りを向こうで開催しております、士別市のほうにも御案内をいただいておりますので、川内村への支援、それから士別のPRも含めて、この事業に参加していきたいというふうに計画しております。

平成25年度の事業につきましては、以上で取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 復興祭に参加するとか、いろいろな交流も深めていくということだけでも、先ほども申し上げましたけれども、今後、川内村とのいわば交流というのはどういうものを想定して、より密度の濃いものにどういうふうに、どんなものを想定してやっていこうとし

ているのか、この際承っておきたいと思うんです。

副委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。

昨年8月に、川内村の遠藤村長が札幌にお越しになったときに、牧野市長と懇談の機会を設けていただきました。この中で、遠藤村長からは、土別に対して、子供たちを受け入れていることや、さまざまな支援に対してのお礼の言葉をいただいたと同時に、今後の支援のあり方として、どんなことが必要なのだろうかというようなお話もさせていただいたところ、遠藤村長は、まず福島全体のことにわたるけれども、まずは全国の皆さんが福島に来ていただいて、元気をつけてほしいんだというようなお話をいただきました。そのことが福島全体の活性化にもつながっていくというお話で、そういった考えから、今年は川内村の復興祭に参加しようということを計画したところでもあります。

また、これからの交流ということになりますけれども、これはこれまで同様、帰村に向けた支援ということを中心に行っていきたいというふうに考えていまして、子供たちの受け入れ、これはもちろん継続していきたいと思っています。ただ、去年チャリティーショーに教育長がお見えになったときに、これは村長とのお話もしているのだけれども、行く行くは姉妹都市的な交流にも結びつけていきたいというお話もいただいていますので、そういったことも今後視野に入れながら、更に帰村に向けた支援ということを中心に、まずはとり行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） それから、みよし市とのこれまでの交流関係と、今年の考え方、これらについてもこの際お答えいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えします。

みよし市とは、これまでもトヨタのことを縁に、さまざまな交流、子供たちの交流もありますし、それから大人の交流もございます。そういった市民交流が、かなりみよし市とは活発になっているという一面がありますので、そのことについては、まず継続して取り組んでいきたいというふうに思っています。

みよし市との市民交流については、ある面では行政から少し手を離れて、自分たち自身が交流できるというようなレベルまで、かなり来ているかなというふうに思っていますので、そういったことで、市民意識の啓発にも努めていきたいというふうに考えています。

また産業面では、毎年産業フェスタのほうに参加をさせていただいたり、向こうからは土別の産業フェアに団体で来ていただいていますけれども、こういった取り組みが、更に経済交流ということにつながるような一面についても、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 以上で終わります。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平哲幸委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

最初に、土別市地方卸売市場についてであります。この市場の歴史は、昭和42年、公設地方卸売市場として大通北8丁目において開設され、同時に土別魚菜卸売市場株式会社に委託をしました。その後、昭和45年から卸売業者を旭一旭川地方卸売市場株式会社とし、47年に土別地方卸売市場に名称を改め、平成2年現在地に新築移転をしました。

市が公設市場を開設したということは、これは公正な取引を進め、適正な価格を形成し、消費者に新鮮で豊富な食料品を提供し、生産者に安定した販売ルートなど、公正で合理的な取引が図られるよう運営管理をすとしてしています。

そこで土別の市場は、長年にわたって土別市民はもとより、近隣市町村住民の食生活に大きく貢献をしておりましたが、しかし近年、市内に大型店やコンビニなどの進出、既存の小売店の廃業に伴い、市場自体の取引額も減少し、昭和59年には21億8,500万円あったものが、平成23年度の実績では4億3,800万円まで落ちている現状にあります。施設そのものの開設者は土別市長ですが、直接の卸売業務はキョクイチに委託をしています。今回の委員会においても手数料の率の変更による条例改正が出されていますが、これらも含めて、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、取引実績がこれだけ大幅に落ち込んだ理由はどこにあるというふうに押さえていらっしゃいますか。また現在買受人として、市長に承認を得ている人数、店舗になるのでしょうか、何人いるのかということと、そのうち土別市内には何人いらっしゃるのか、まずお聞きをしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 井出商工労働観光課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

今、委員がお話のあったとおり、取扱高の減少という部分に関しましては、昭和59年にお話のあったとおり21億8,000万円程度、それから10年前ですが、平成13年では9億8,600万円程度でございます。平成23年においてはお話のあったとおり4億3,800万円というようなことで、ピーク時の2割程度にまで減少してしまったというふうなことでございます。

これらの減少の理由といたしましては、やはり人口の減少によりまして消費人口が減ってきている。また人口の減少によりまして、小売店の売上が低迷をしているというようなこと、それから小売店自体の減少です。これについては大型スーパーなどの廃業が続きまして、大型スーパーが廃業されるとともに、取扱高が減少しているというようなこと、それから現在流通体系が大きく変化している、またインターネット販売ですとか、それから大型店の直接仕入れなどもございまして、非常に流通経路が変わってきているというような中、それから生鮮食料品などにつきましては、宅配サービスなども普及をしてきているというようなことございまして

て、市場外流通の増加が、非常に影響が大きく上げられるというふうを考えております。

それから、現在の買受人の数ですけれども、全体で40名おります。そのうち土別市内の買受人につきましては9名という状況になっております。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 落ち込んだ理由はそういうことだろうというふうに私も思っています。

そこで、実際にその市場の中において、競り売りは行われているのでしょうか。市場の条例の施行規則では、卸売業者は市場において扱う全ての物品について、競り売りの方法によらなければならないとありますが、現状で競り売りは行われているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 藪中商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 以前は活発に競りを行っていたというふうに聞いておりますが、現在では競りはほとんど行われていない状況でございます。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） それで、規則では競り売りの方法によらなければならないというところなんだけれども、競り売りをやっていないということはできるんですか。

副委員長（粥川 章君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 市場の条例施行規則にこうあります。卸売りの相手方が少数である場合、こういった場合につきましては競り売りでなく相対の取引ができると、こういうふうにならざるを得ないので、これに基づきまして相対の取引を行っているところでございます。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 買受人の人数が少なければ、競り売りにならなくてもいいというふうに規則でなっているということになれば、その少数人数というのは具体的に何人以下を指すのでしょうか。先ほど買受人として承認を得ている人数が40人ということだったんですけれども、それでも少ないということになれば、実際に、日常的に取引をしている買受人というのは何人ぐらいになるのですか。それが少ないから競り売りはしていないと思うのですけれども、具体的に、常時買受人が取引をしているという件数、人数を教えてくださいと思います。

副委員長（粥川 章君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 先ほど申し上げましたとおり、買受人の登録は40名ほどございますが、常時、毎日のように市場に行っている方は、9名ほどというふうに聞いてございます。

それから、少数ということですが、これも現場のキョクイチの方のお話ですが、通常は二、三人の方が一つの商品を買い受けるということですので、通常9名ほどが市場には行ってございますが、一つの商品に対しての相対が二、三名ということですので、

これは少数になると判断しておりますので、相対の取引をしているところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 登録されている方が40人で、常時取引をされているのが9人と。申しわけないのですが、常時取引をされている9人のうち、士別市内の方は何人いらっしゃいますか。

副委員長（粥川 章君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 9名全員が士別市内の買受人登録をしてございます。

副委員長（粥川 章君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） 補足でお答えいたします。

今、40名の内訳ですけれども、士別市内では9名ということでございます。そのほかに名寄市、稚内、それから道北各地、羽幌から天塩、枝幸といったようなところ、全て網羅をした中で40名という買受人がいるということになっております。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 市内の方9人が常時使われているということで、ほかのところの方は、たまにということなのでしょうけれども、次に、市場で取引されている商品のうち、士別市内の個人、団体から出荷されたものはあるのでしょうか、あればその内容を教えていただきたいと思います。士別市内で生産されたものが、市場を通して市民の食卓に上がるとすれば、一つの地産地消にもなるというふうに思っているのですが、実際にキョクイチが士別で生産されたもの、またはつくられたものが、取引をされているというのがあるのかなのか、あればその内容を教えていただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 藪中主幹。

商工労働観光課主幹（藪中晃宏君） 市内の農産物がということでございますが、多くは旭川のキョクイチ本社から流通される品物で占められておりますが、市内の農家の方々からも士別の市場に持ち込みまして、そこで取引をされているというふうに聞いてございます。数量については把握をしてございませんが、商品につきましてはキャベツですとか白菜、大根といったものが取引をされているようでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今の士別市内の農家の方々も、ほとんどがJAさんをお願いをしているという部分が大きいから、なかなか市場まで投入されるのは少ないのかもしれませんが、取扱高が減っているということで、今回、条例の改正が一部出されています。使用料の変更ですけれども、1,000分の6から1,000分の3とすることに出されています。これは使用料を半分にするわけですけれども、先日、新聞報道もされていましたが、市場業務の適正な運営を図るため、士別市地方卸売市場運営委員会を設置をしています。この改正案もそこで議論をされたようで

ありますが、そのときの議論経過を教えてくださいたいと思いますので、お願いいたします。
副委員長（粥川 章君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

運営委員会の議論経過につきましてですが、キョクイチから昨年9月に申し出がありまして、使用料の1,000分の6から1,000分の3に減額の要望があったところです。その部分につきまして、委員会のほうに御報告をさせていただきまして、委員会といたしましては、人口の減少に伴いまして市内の買受人の数なども減少しており、取扱高も減少しているというような状況から、この使用料の減額についての要望については、ある一定程度理解できるのではないかなというふうな判断で終わっております。

そんな中で委員会といたしましては、この市場の役目といたしましては、やはり市民に対して新鮮で豊富な食料品を安定的に供給する役割というものがあまして、これらが重要なことであるということから、継続するというようなことが必要であるというふうにも、中で議論をされていて、そういった意味では取扱高を継続、増加をしなければならないと、そのような対策も必要だろうというふうなことで、議論をされてきたところでございます。

それから、キョクイチ側から今申し上げました減額の申し出がありましたけれども、その申し出を承認いただければ、今後の施設の運営、それから体制などを立て直して、継続していくというような意向もありましたので、これらのことから、運営委員会としては了承をするというふうな考え方でいるというふうになったところであります。

それから使用料率につきましても、この施設、27年まで建設の償還が残っておりまして、あと3年残っているわけですが、この分、当面要望どおりで行くということで、その中で確認を、1,000分の3というような要望どおりで行くということで確認をされたところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今、27年までの建物の話だったと思うのですけれども、建設当時のいわゆる借金返済で、手数料1,000分の6、想像するに二十一、二億円ぐらいあったときは、その手数料で、その償還は賄えたのだらうなと思うのですけれども、実際その建物の公債費ですか、建設費の返済の部分はその1,000分の6、今度1,000分の3にするという条例案ですけれども、それ売り上げが減っているから使用料も落ちているのでしょうかけれども、実際の年間の返済の部分、公債費の部分、どの程度の額なのか、額を教えてくださいたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 井出課長。

商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

施設の現在の元利償還金の合計額ですが、2,194万円でございます。今の手数料の部分につきましては、今のところ平成24年度では3億3,800万円の予定でございます。これで計算しますと、使用料については230万円程度になります。平成25年度につきましては、1,000分の6から1,000分の3にするわけですから、その半分程度の額になるという考え方です。

これからいきますと、そのほかに市の持ち出しというか、運営するに当たりまして係る経費といたしましては、ほかに施設の維持費、修繕料がかかってまいります。それからそのほかに冷蔵庫ですとか、そういったような設備の点検手数料、それから整備費なんかもかかっておりまして、これらの元利償還金を合わせまして、今の市が持ち出す分といたしましては2,600万円程度を見込んでおります。そこからいきますと、今の使用料額といたしますと、やはり相当小さな額になるかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 建物の元利償還で2,194万円で、その他もろもろ維持費で、年間2,600万円程度と、そのうち使用料が24年度で230万円、要は1割ぐらいしか使用料では追いつかないということなのでしょうけれども、取扱高が減っている以上その数字なんだろうが、北海道内、近隣でいえば名寄市や富良野市でも公設市場を設置していますが、そこら辺の実態、もし把握をしているならば教えていただきたいと思います。運営の方法だとか、直営、指定管理、委託ですか、それから使用料についても教えていただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 藤田商工労働観光課主査。

商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えいたします。

名寄市、富良野市ともに公設市場を運営しておりまして、両施設ともに卸売業者を委託しておりまして、運営しているところであります。使用料につきましては、名寄市では平成23年まで1,000分の3、平成24年からは1,000分の1.75という推移で運営しているところであります。富良野市につきましては使用料1,000分の2で推移しているところであります。

以上になります。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 名寄も富良野も相当、恐らく取扱高が落ちているからそうなのでしょうけれども、それを見ると、士別市の市場、よくキョクイチさん頑張っていたという気がいたします。名寄が24年度から1,000分の1.75というふうにお答えがありましたけれども、名寄も1,000分の7、開設当初は1,000分の7だったのが、平成16年度からの段階で1,000分の3.5と、それで24年から更にその半減をして1,000分の1.75と、富良野の条例を見ても1,000分の7で来ていますから、恐らく何年前から1,000分の2という数字で使用料の徴収になったのでしょうかけれども、本当に名寄も富良野もどこが委託しているのかわかりませんが、それと比較しても、本当にキョクイチさんの努力というのは、私はすごい評価をしなければいけないというふうに思っています。

それで、使用料については、今2つお伺いしたんですが、名寄も富良野も条例を見ると、士別が使用料等ということで、市場において利用する電力、電話、上下水道、じんかい、し尿処理等々の費用は、利用者の負担とするというふうになっています。だからこれはこの規則からいけば、キョクイチさんが全部払うということになっているのでしょうかけれども、名寄、富良

野さんの市場の条例、規則見ても、このことが触れていないので、名寄も富良野もこれらの係る費用、電気、電話、全部土別と同じような手法の取り扱いになっているのかどうか、知っていればちょっと確認をいただきたいと思いますので。

副委員長（粥川 章君） 藤田主査。

商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えいたします。

施設の電気、水道などの利用料につきましては、名寄市、富良野市ともに本市と同様の利用者負担となっているところであります。以上になります。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） そこは同じということで、先ほど言いましたけれども、使用料、今回1,000分の3ということになるんですけれども、今の市場の経営状況からすると、今後も一層厳しい運営になるのだろうというふうに想定されます。今までキョクイチが経費の削減に努めていたおかげで、継続されてきていますけれども、いつまでキョクイチさんが続けていただけるのか、これは正直、私も不安なところがあります。行政としても何らかの市場自体の売り上げ向上策、活性化を講ずる必要があるというふうに思いますけれども、何かそれに対する行政の考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

これまで卸売市場の売り上げの推移、並びに減少の要因等につきましては、それぞれお答えしてきたところでございます。昨年9月、キョクイチ本社の役員が来庁され、キョクイチ本体も含め、グループ全体での売り上げ減少が顕著であると。その対策として、全ての部門において見直しを図りたいといった旨のお話がありました。土別営業所での売り上げにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、この間キョクイチ土別営業所におきましても、正職員が退職しても、そのまま再雇用するなり、あるいは臨時職員で対応するなり、経費の節減を図ってきたところでございます。ただ、経費の節減だけでは営業の継続は難しい状況にあるということと、あとキョクイチ全体の中で見直しが必要だということで、今回御提案させていただく使用料の1,000分の6から1,000分の3に引き下げいただけないかといった要請があったところであります。その際、この引き下げを認めていただければ、今後施設運営、体制を立て直し、営業の継続をしていきたいといった発言もございました。

市としても、昭和45年からキョクイチさんを卸売業者として委託しておりまして、今回の営業継続といった発言を重く受けとめまして、11月20日付で、今回の条例改正案を市議会のほうに提案をするといったことの回答をさせていただいたところでございます。

そこで、2月5日に開催いたしました市場運営委員会におきましても、この案件につきまして御審議していただきました。その際、出席しましたキョクイチの役員のほうからも経費の更なる削減、更には買受人に対して、取扱高の増加を目指すといった旨の発言がございました。その中で、市場の活性化対策といったことも、この市場の運営委員会の中で話が出たところで

ございます。まずは買受人組合の協力を得ながら、施設内において、新たに土曜市的なもののイベントを開催するなど、市場に触れ合うイベント、あるいは市民が直接市場で買えるイベントなどを行う中で、集客対策を行っていきたいということで考えています。

今後ともキョクイチにはこの市場、卸売業務に積極的に関わっていただくことはもちろんでございます。キョクイチと開設者であります市との間で一層の情報の共有なり、相互連携を図る中で、取扱高がこれ以上減少しないように、市としてもできる限りの対策は講じていくといった考え方でございます。

以上であります。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 具体的な策ということで、なかなか業者としても難しいのかもしれませんが、今、部長からお話があった土曜日なんかの開催なんかも含めて、努力をしていただければと思います。

新聞報道が出て、市民からも言われるんですけども、それだけ売り上げ減っていて、一般会計からそれだけ多く持ち出すのだったら、もう要らないんじゃないかという、極端に言うとそういう声が全くないわけでもありません。ですから、もし今、取り扱っていただける方が9人といえども、ずらっと見ても、中心商店街に生鮮食料品の個人のお店はないんですけども、見たら離れたところにあると。お店が前ですから、そこには体の不自由な方や高齢者の方もいらっしゃると思いますので、近くて、そういう生鮮食料品が買えるのだというお店も、これは極めて市民のサービスの上がりって必要だと思いますし、何としても買い物難民を町の中でもつくらないといった対策上でも必要ですから、ぜひ市場の取扱高の向上に向けて努力をしていただきたいと思います。

それを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

2番目は職員研修ということで通告をしております。職員研修というと、職員の方々に言わせれば嫌がる内容でもあるのですけれども、ただ、人口の減少や地方分権改革など、各自治体の行政を取り巻く環境も極めて難しいし、厳しくなっているというふうに思います。更に社会経済、これの情勢の変化に、柔軟でかつ弾力的に対応していくために、やはり職員一人一人の能力、政策能力、また個人の力を発揮できる、そういった人材育成も必要だというふうに思っています。

それで毎年、行政のほうも市の職員に対する研修を行ってはいるんですけども、実績、2年から24年までの3年間で職員研修の実績を見させていただきました。この研修の種類なんですけれども、どうもこの表だけを見ると、単年だけで終わっているものがあります。例えばリポート研修やプレゼンテーション能力向上研修などというのは、3年間で1回で終わっているというものです。こうなると、そもそも対象職員が限定されているものもありますけれども、8人とか15人が受講しただけ、もっと職員研修の効果を上げるとするならば、もっともっと多くの職員が受講しなければいけないのではないかというふうに思います。

それで、この研修内容そのものなんですけれども、行政としては中期的な研修の計画自体を立てているのかどうか、まずそこをお聞きをしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鴻野総務課主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

まず、研修につきまして多くの職員が受講しなければならないのではないかと考えてございますが、これは本市の研修の日程、それから規模等に対する予算のことなどもあります。我々としても、できるだけ多くの受講を促してはいきたいと、このように考えてございます。

次に、研修そのものの中期的な計画についてということでございますが、この職員研修に限った研修計画ではございませんが、人材育成という視点では、平成13年に策定をいたしました人材育成基本方針をもとに、平成18年にはそれらを見直しまして新たな方針を定め、その中におきまして職員研修を位置づけ、自己啓発、職場研修、職場外研修等について、方向性を定めているところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） ちょっと私の言い方が悪かったのか、1年で1回の研修しかない、さっき言ったりベイト研修やプレゼンテーション能力向上研修というのは、市も業務をしていますから、一遍に出るといったら、それは不可能なので、それを2年なり3年続けることによって、もっと受講する職員が増えるのではないかと考えて、僕はそういう意味で1回と言ったので、計画的なもの、そういったものがあるようですから、ぜひ研修の計画を立てたときに、1回の研修を1年だけでやめるのではなくて、2年、3年継続することによって、もっと多くの職員がそれを受講することによって、職員同士がお互いに気づき合う、実際業務に入ったときに言い合えるという、そういった研修も僕は必要なのではないかという意味で言ったので、そこら辺の研修計画を立てるときにも、ぜひそこも考えてつくっていただきたいなというふうに思います。

次に入りますが、ここに平成24年度の北海道町村職員研修センターが、道内の全自治体に職員研修についてのアンケートを行ったその結果が、このホームページに出ていたのですが、このアンケートの結果の中で、今後必要な研修テーマの第1位がメンタルヘルス、これについてやってくださいという回答が一番多かったんです。これはストレスへの向き合いとか、その対処、コントロール法について学ぶものなんですけれども、行政のほうでもこれらに対して研修も実施しているんですけれども、受講した職員はどのくらいの人数になるのか教えていただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

お尋ねのメンタルヘルス、あるいはストレスに関する研修でございますが、この研修につき

ましては、本市単独での開催ではなく、上川北部を中心としました、13市町村で構成をされており、定住自立圏域により実施をしております。

そこで受講数についてでございます。まず平成24年度につきましては、ストレスマネジメント研修で、この研修には全体では23人、そのうち本市については5人、平成23年度、これも同じ名称、ストレスマネジメント研修でございますが、全体では19人、そのうち本市については4人、平成22年度、これにつきましてはメンタルヘルス研修でございます。これは全体では22人、そのうち本市においては3人の参加でございます。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 22年より前はないのですか。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

ストレスに関する研修は以前にも行ってはいるということでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） この関係について、各道内の自治体もこのメンタルヘルスについての研修を多くやってくれというのは、新聞報道でもされていますけれども、道職員も精神的に病になって、休職をされているという方が相当いるというふうに報道されています。どこの自治体もそうなんでしょうけれども、市も皆無ではないというふうに私も聞いておりますが、ぜひこういう研修についても、1人でも多くの職員が早く研修をして、その退避術までも含めてやっていただきたいと思います。

次、先ほどのアンケートの結果で、先ほど市町村全体ではストレスに係るやつだったんですけれども、市役所だけを見ると、女性職員のスキルアップに関するものが一番多かったんです。これは女性職員が意欲を持って仕事と家庭についてのビジョンを描けるよう、リーダーとしての能力育成を図るものということの内容なんです。これらについて行政としては研修は実施されているのでしょうか。またはこれらに係る委託研修なんかがあって、派遣された実績はあるのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

女性に限った研修ということですが、本市の研修の中においては、女性に限った研修というのは実施をしてございません。しかし研修計画の区分の中におきまして、自己啓発というカテゴリーがございます。その中においては自主研修グループへの補助を行っておりまして、その中には女性だけで構成されているグループもございます。それら女性だけのグループについては、職員としての資質の向上を図る学習会などを実施しているということでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） そういう自主研究グループというがあるので、大いに頑張っていたいただきたいというふうに思いますが、そういうグループからの研修要望があれば、ぜひ積極的に推進をする体制をつくっていただきたいと思います。ただ、行政のほうでも女性参画にかかわる部分があるので、ひとつ行政の女性職員、業務だけではなくて、やっぱり地域に行ってもそういうリーダーとなるような研修も積極的にかかわっていただくような、そういう研修もお願いをしたいというふうに思います。

次に、職員研修の中で管理職の役割認識強化研修というのも、この3年間で1回実施しております。なぜ僕はこれ1回で終わっているのかなという気がするのですが、ここ数年で新たに管理職になった職員がかなりの人数になります。管理職には業務そのものもそうなのですが、スタッフ内のマネジメントと、それから職員の、部下のカウンセリングの役割も必要なだろうというふうに思っています。そこからすると、しっかり管理職としての役割を認識してもらおうということも必要だと思うのですが、これなぜ、この3年間でいえば1回しかやっていないのか、ちょっと不思議だと思ったので、なぜそれ1回しかやっていないのか理由をお願いをいたします。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

管理職の役割に関する研修、この3年間の中では1回だけでございます。確かに委員のおっしゃるとおり、この1回ということでございますが、これにつきましては、職員研修全体のメニューの選択から生じた結果でございます。委員御指摘のとおり、昨今の本市の大量退職を迎えたことによります管理職刷新に向けて、管理職としての資質向上に向けた研修の実施をいたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 割と僕、管理職研修についてというのを危惧しているんですけど、これはセクハラ・パワハラに関してにもなるんです。今、行政のほうではセクハラに関しての委員会なんかがあるという、前はあったんですけど、パワハラも含めた体制というのはどうなっているのかということと、実際にその委員会や何かに諮られた件数はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。セクハラ・パワハラの体制ということでございます。本市におきましては、平成12年1月1日施行のセクシャルハラスメント防止要項がございます。しかし、最近では上司がその地位を利用するパワーハラスメント、あるいは言葉や態度により人格を傷つけるモラルハラスメントなどにも対応するべく、平成24年9月1日には

ハラスメント防止に関する要綱というものを新たに定め、運用をしているところでございます。

それから、次の相談などの事例はあるのかということでございますが、今申し上げましたハラスメント防止要項に関する中での相談員への相談、あるいはその中に定められております苦情処理委員会もでございますが、その苦情処理委員会での解決事例、これはいずれも、今現在のところは皆無であるというところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） これらに関することはなかなか、相談員が各職場にいるということも、委員会もあるということも承知なんですけれども、例えば直属の上司に関することも、相談員とか委員さんにも、やっぱりなかなか直接言い出すことは難しいと思うのです。子供のいじめ問題も同じかもしれませんけれども、なかなか直接言えるのは難しいということになれば、例えばその職員に対してアンケートや何かを実施して、事前にそういうのがないように、実績はゼロということなんですけれども、多かれ少なかれ、全くないということも僕は言えないと思うので、そういうアンケートなんかを実施する考えはないでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 鴻野主幹。

総務課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

ただいまのお尋ねにつきましては、確かに委員の御指摘のとおりでございます。私どももいたしましても、直接的なアンケートというのは今は何もしておりませんが、しかしそれにかわるものとして、例えば年末に行う人事異動希望調査書によりまして、人事配置の希望理由だけではなく、職場の人間関係、あるいは健康面の調査項目なども入っております。こういったものを活用しまして、その実態の把握に努めているところではございますが、現在までのところ、これら人事希望調査書によっても、職場の不適合というような訴えはございますが、人間関係で悩んでいるというものは、今のところはございません。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 人事異動希望調査書の中にそういう項目があるというならば、そこで対応しているということになると思うんですけれども、今、どこの自治体の職員もそうなのでしようけれども、特に職員の数というのが年々少なくなってきています。行政に与えられた、職員に与えられた課題というのも、これ年々多くなって、難しく複雑化になってきていると思うんです。ですから道職員、俗に公務員という方が精神的に病になって休職をされると、実際こういう職員が多くなれば、極端に1人でも出ると、行政にとっても僕は大きなマイナスだというように思います。ですから、そういう職員をつくらないといった対策も必要なのですが、もう一つは、一番最初、この職員の中で言ったのは、団塊の世代になって大量退職がいるけど、全部は、その人数はなかなか採用されない。職員適正化計画もどんどん前倒しをして、少なくなっている。財政的にはメリットは出るのでしょうけれども、僕はその分スタッフには相当負担

がかかっているのだろうなど。10年経験した者がいなくなって、はい1年生が来ました、当然同じことができないので、ただやることは同じなので、現場のほうでは相当苦勞もされているというふうに思います。特に昨年も17人の新規採用、今年も17人の採用、でもお聞きすると、当初は19人の採用予定が、お二人が辞退をされたということで、その適正化計画もいいのしょうけれども、採用計画もあって、実際辞退をされたということは、これどうしようもないんでしょうけれども、現場にはそれだけ職員の数が少なくなっているということになれば、少なからずともそこで働いている職員も、精神的に追い詰められる部分も出てくるんだろうなというふうに思います。こうした適正計画全体の分を、僕は余りにも前倒しをしていくというのもおかしいし、だからそこら辺の職員の精神的なところ、わからないわけでもないですよ、職員が少なくなってきた、管理職も、おまえこれ何とかせ、早くやれというのを、口がきつくなるのもわからないわけではないのですけれども、そういった意味ではしっかりその職員研修と同時に、このことに関しては、僕は今、再任用制度、この間も話をしましたけれども、再任用制度なんかも取り入れて、例えばハーフタイムで先輩たちが人数の少ない職場だとか新人が多く配置された職場に、職場の指導とか公務員の倫理だとかという形も、ちょっとばかり教えていくという方向性もしていかないと難しいと思っているので、最後に、この管理職研修を含めて、職場のスムーズな運営ができるような体制ということについて、ひとつ考えをお聞かせをいただきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

今、松ヶ平委員のほうからはメンタルの関係、あるいは女性の参画の関係、そして特に管理職の研修ということでお話がありました。管理職については、もちろん仕事の管理ということも大きな仕事の一つでもありますし、お話のように人事管理をしていくということについても、管理職の大切な仕事の一つだというふうに私どもも考えています。

そこで、メンタルのお話もありましたけれども、メンタルについては個人的な差異もあって、なかなかその把握ということについては難しい一面もあるわけですが、そうは言っても、いろいろなケース等がありますので、先ほどの人事異動希望調書ですとかというお話もさせていただきましたが、私達もふだんからそういったお話についてはアンテナを張りめぐらせて、情報のキャッチには努めているところであります。

今回、御質問をいただいたということもありますけれども、今後においては、そういうアンテナを張りめぐらしながら、そういった事情、状況がもしあれば、それは私たちとしても積極的に御相談をさせていただく中で、そういう対応の仕方もしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 以上で終わらせていただきます。

副委員長（粥川 章君） ここで昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 4 0 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副委員長（粥川 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは総括質問を行いたいと思いますけれども、まず最初にピロリ菌の除菌の保険適用の拡大についてお伺いしますけれども、ピロリ菌というのはよく我々も聞いていたのですけれども、胃がんの大きな原因であるいわゆるヘリコバクター・ピロリ、このピロリ菌というのはどういう菌なのか、まずそこら辺からお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 池田市立病院医事課主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

胃がんの原因としましては、食生活、喫煙といった生活習慣によるもの、それから遺伝性などいろいろな要因がございます。その要因の一つの中でピロリ菌、ヘリコバクター・ピロリというものがございます。ピロリ菌は1983年に培養実験によって発見されておりまして、胃の粘膜に存在しております。通常、胃の粘膜というのは酸性が強くて、細菌は生きられないんですけれども、この細菌については自分でウレアーゼという酵素を出してアルカリ性に変えて胃の中で生存して、胃の壁に炎症を引き起こすと考えられております。それで胃潰瘍患者の90%、それから十二指腸潰瘍の患者さんでは、100%近い患者さんが感染されていると言われております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 僕もインターネットでピロリ菌というのを調べたらたくさんあるのですけれども、びっくりしたのは100メートルを5秒で走ると、それくらい早いスピードの菌だということを見てびっくりしたんですけれども、このピロリ菌の研究している第一人者と言われてるのが北海道大学の浅香教授です。これまで胃潰瘍や十二指腸潰瘍に限って保険が適用されていたんですけれども、この2月21日からピロリ菌による胃炎、ちょっと調子が悪いなという胃炎が、内視鏡で確認された段階でピロリ菌の除菌に保険が適用されるようになったと。それで、今まで市立病院で胃炎の後の悪くなった胃潰瘍などによる除菌の実績についてお伺いいたします。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

日本での健康保険の適用になりますけれども、平成12年11月、この時点で内視鏡検査による

胃潰瘍、十二指腸潰瘍についての除菌については、健康保険の適用となりました。それから平成22年に胃のマルト - マリンパ腫、こういった病名も追加になってきております。そして更に、本年の2月21日の厚生労働省の通知によりまして内視鏡検査で確定されました胃炎については、これも除菌対象として健康保険の適用となるというふうになってきております。

それで、土別の市立病院における実績でございますけれども、除菌の治療は平成13年より検査機器を設けまして行ってきております。実績としては、これまで約1,000件ございまして、直近でいきますと、平成21年度で134件、22年度で147件、23年度で123件、24年は2月末でございますけれども106件、このようになっております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いわゆる今までは胃潰瘍だとか十二指腸潰瘍では、除菌の保険の対象になっていたんですけれども、それで今回、軽い、胃の調子がちょっと悪いな、胃の不快感だとか胃もたれとか、慢性胃炎であっても、呼気検査でピロリ菌の感染が確認されたら、内視鏡で慢性胃炎だと診断されれば、除菌に保険が適用されると、そのようになったんですね。そのことによって、保険がきくから安くなったんですけれども、本人の負担というのはどのくらいになるのですか。

副委員長（粥川 章君） 池田主幹。

市立病院医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

胃炎の場合の確定診断をするために、内視鏡検査を行います。これによって除菌がなくなった場合について、保険適用となりますけれども、その場合、診察から除菌まで、3割負担の健康保険をお持ちの方であれば約9,000円程度と考えられます。ただし、除菌に伴う薬剤というのは人によって向き不向きがありますので、その選択等ございます。そして薬剤の値段も変わりますので、それから若干の幅はございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） この北大の先生は、ピロリ菌の検査をするには、大腸がん検診の検体を利用することを提案しているんです。大腸がん検診と一緒に検査をして、陽性であれば病院で受診、内視鏡検査で胃炎ならば除菌療法を受けることができるんですよ。またこの検診によって、多くの方が病院を受診することになれば、結果として多くの胃がん患者を早期に発見でき、生存率も高くすることができるんですよ。そのように言っているんですけれども、市立病院における例えば大腸がん検診の検体を利用することについてはどうなんでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 粟根市立病院事務局次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

市立病院での検査、特に多いのが検診センターでの便潜血検査が想定されるわけですが、その潜血検査においては専用の検体容器を使っておりまして、その中で薬剤も使用している関係

から、溶かした状態で検査をするわけでありまして、これを委員おっしゃるピロリ菌の検体として再利用できるかといいますと、今のところ当院では兼用できないという状況であります。そして、便の中の抗体検査を行う場合につきましては、ただいまのところ外部に委託をして検査をする状況でございますので、現況のままでは、即時に大腸検査の検体をもってピロリ菌検査を兼ねるといった状況にはないと認識しております。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） また、国立国際医療研究センターの理事である上村直実さんという方、この方はピロリ菌の日本の学会の副理事長をやっている方なんですけれども、この方が現状の課題として、ピロリ菌の感染診断や除菌治療の副作用、除菌の判定方法などを熟知している医師が少ないので、早急に体制を整えないといけないと思っていると、そのように言っているのですけれども、その医師が少ないんだと、そうは言っているのですけれども、本市の先ほどの実績からいったら、このピロリ菌の除菌に対する多くの実績があるわけですから、体制は既にできていると、このように理解してよろしいですか。

副委員長（粥川 章君） 粟根次長。

市立病院事務局次長（粟根禎二君） お答えをいたします。

除菌治療における副作用等考えられるのは下痢ですとか薬疹、その他もろもろあるわけですが、それに加えて、現在医師はそれぞれの専門とする分野の知識ですとか技術、あるいは研究の発表の場としていろいろな学会に所属をしております。その中で専門医ですとか認定医といった資格を取得する医師もいるところなんです、ピロリ菌に関しても日本ヘリコバクター学会がありまして、その中で認定医制度を設けているところであります。その目的としては、ピロリ菌感染症の診断と治療を的確に行える医師を養成するためとされておりますけれども、その登録認定医の数といたしましては、これはホームページの数字であります、道内では43名、全国的に見ても932名と、決して多い人数ではない状況であります。

市立病院の現在の医師の中に、この認定医を取得している医師はおりません。ですが、医師は除菌治療を行うに当たっては、厚生労働省通知でありますヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療の手順ですとか、各ガイドラインに基づきながら治療を行うことになりなりますので、特に認定医の資格を有しているかどうかということについては左右されることなく、治療することが可能となっております。

そこで、市立病院の体制でございますが、先ほども答弁いたしました、約3件のこれまでの実績がございます。担当しているのは消化器内科医の医師であります、先生方は十分な経験を持っておりまして、特に市立病院においての1回目の除菌成功率が90%を超えているということでありまして、これは全国平均が70%前後と言われていたこともありまして、それから見ても大変高い除菌率であると言えると思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 認定されている医師はいないけれども、今までの本市の実績からいっても大丈夫だと、そのように捉えておきたいと思います。

実は、つい先日、17日の日曜日付の新聞に、がん治療の内閣府調査が出ているんですけども、16日、内閣府はがん対策に関する世論調査の結果を発表しましたと。仕事とがん治療検査の両立は可能かどうかを聞いたところ、「困難」とした人が68.9%で、「可能」とした人の26.1%を大きく上回った。年代別では20歳から40歳代で「困難」とした人が75%以上に達したと。厚生労働省は若い人を中心に、仕事や子育てに追われる世代が不安を持っていると分析しているから、両立に必要な調整・整備に努めていく方針だという新聞報道でありましたけれども、北大の先生の言葉でありますけれども、推定では、男女とも30代までに除菌をすると、ほぼ100%胃がんにならないと。中学か高校の身体検査などにあわせ検査を実施し、感染者がその段階で除菌すれば、この世代以降の人は将来、胃炎はもとより、胃がんになることはほとんどなく、医療費の大幅な削減にもつながります。これは保険を使えないので、ぜひ政策として考えていただきたいと思っておりますと、そういう北大の先生の言葉なんですけれども、牧野市長は、市長になられてから小学生の医療費の無料化、または中学生の入院医療費の無料化だとか、また医療費に限らず、例えばひとり親の子供さんが高校に入学するには入学の祝い金だとか、そういう面で助かっている、そういう人たちもたくさんいるんですけれども、その牧野市長が子育て日本一を掲げているんですけれども、例えば中学のときの身体検査などにあわせて、無料で検査を実施すると、こういう自治体はまだないと思うんですけれども、そういうのを目指すということは考えませんか、お聞きいたします。

副委員長（粥川 章君） 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） ただいま中学生を対象とした学校での身体検査のときなどにできないかというお話でございます。ピロリ菌の感染につきましては、50歳以上の日本人の45%前後が感染していると言われておりますが、年齢が若くなるに従い、感染率は低いとも言われているところであります。更にその辺につきましては、研究が進むものと思われまます。そこで、中学生の身体検査のときに検査をしてはどうかという御提言でございます。その部分につきましては、その年代でのピロリ菌の感染率、あるいは感染している場合、その後除菌する必要があると思います。その場合に、薬剤投与による副作用、下痢とか軟便とか発熱とかがございます、その若い中学生のころに除菌をしていいかどうかという問題、あるいは更にどの年代でピロリ菌の検査をするのが一番いいのかという部分について、今後、調査研究してまいりますというふうを考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 私は、自分の感じで今話したわけではないんですよ。北大の先生のピロリ菌の一人者と言われる方が中学か高校の身体検査にあわせて検査を実施したらどうなんですかと、その言葉を通じて僕は言っているのです。僕が勝手にやったらどうなんですかとってい

るわけではないんです。もしやるとしたら費用はどのくらいかかるのですか。

副委員長（粥川 章君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 費用についてでございます。中学生1学年から3学年、土別市民は約600人おりますので、市立病院の尿検査でのピロリ菌検査の単価2,100円で算定いたしますと、3学年一遍にするとしますと、600人の2,100円でございますので、おおよそ126万円かかることとなります。

以上でございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 中学生を1年から3年まで、全部やったらそれだけかかるということなんですね。例えば中学3年生を対象にやっていけば、その分は単純にいえば3分の1と。それが毎年、中学3年生、それが例えば実施するとなったら、3年生になったら土別はそういうのをやっているのだと、そしてまた次、3年生ですから、3分の1の予算で、毎年出ていきますけれども、そういう計算でやっていけば僕はいいと思うんですよ。一遍にどんとやるんでなくして。ですから、先ほど市長どうですかとお話しましたけれども、市長どうですか、そういう面での考え方というのは。

副委員長（粥川 章君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 田宮委員からピロリ菌の関係について御質問をいただきましたが、私も土別の保健センターでドックを毎年受けているわけでありまして、オプションでピロリ菌の尿検査というのがございまして、毎年私もそれは受診しているわけでありまして。先ほど所長のほうから答弁申し上げたとおり、副作用等々の問題もあるという、そういう答弁を申し上げたのでありますが、費用的にいえば、中学生600人でありますから、中学3年生を該当するということになれば、それは大体40万円ぐらいの金額があれば、そういった尿検査によるピロリ菌の検査については可能だと思います。

これは、先ほど各名医の先生方のお話も含めて御質問でございますので、十分私どもも内容を精査、調査研究させていただきまして対応してまいりたいと思っておりますが、まずは研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 検討という言葉はちょっとね、何となくあれなんです、研究しますというから研究していただきたいと思っております。検討じゃなく、研究するというので次に進みたいと思っております。

それでは次、公営住宅についてお伺いしたいと思っております。僕ら議員になってからも、いろいろな公営住宅の建てかえ事業、北部団地もすばらしいものになりましたし、そういった面で今までの公営住宅の建てかえ事業の実施状況、まずこれ、お伺いしたいと思っております。

副委員長（粥川 章君） 佐々木建築課主幹。

建築課主幹（佐々木 誠君） お答えします。

平成14年度から北部団地の現地建てかえを行いまして、土別市公営住宅等長寿命化計画を平成23年3月に策定いたしました。それ以降は西団地の建てかえに着手いたしまして、平成25年度に完成をいたします。今後の建てかえ計画につきましては、つくも団地の現地建てかえにより、66戸を取り壊しまして、30戸程度の住宅を建設する予定となっておりますし、既に既存入居者の移転に着手をしているところでございます。

また、土別地区では栄団地、西栄団地の建てかえを、平成27年度以降に計画をしているところです。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今、西団地やってきて、今度はつくも団地が始まりますよね。もう出ていってもらおうというか、当然壊して建てるのですから、出ていってもらわなければならないんですよ。出ていってもらおうとなったら、当然第1には、公営住宅に政策的に空き家をつくって、そこに入ってもらおうということで、今、聞いたら西栄も今度やっていくんですよと、続いていくわけですよね、当然。そうしたら、先月ですか、いわゆる西団地完成して、余力があるから、6戸ですか、募集かけましたよね、そして朝日と。それまではほとんど朝日なんです。公営住宅の募集かかるといったら朝日なんですよ。市内の住宅はないんですよ。これは担当が悪いとか言っているんじゃないですよ。建てかえ事業をやっている以上壊すし、壊す以上、出ていってもらわなければならない。そうしたら優先的に公営住宅に入れる。そうしたら、何年かしてでき上がったらまた入ってもらおうと。入るといったって、出て行った人が全員入るわけじゃないですよ。一旦住みついたところで、私ここいいですよということになるんでね。そうしたら続くんですよ、これからずっと、今までも続いてきたし。そういった面で、一時、当然引っ越し費用を出しますよね、建てかえ事業ですから。引っ越し費用出しますから出ていってくださいとやるわけなんです。そういう状況はどうなっているのでしょうか。ほとんどは公営住宅に引っ越ししているわけですか、そこら辺ちょっとお伺いします。

副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

建築課主幹（佐々木 誠君） ほとんどが、確かに今住んでいる団地に戻りたいという方が多いので、建てかえの形式としては現地建てかえをとっているもので、一時移転先を確保しなければならない。入居者によっては、そのままほかの団地を希望して移転される方もございます。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 当然、でき上がって戻るといっても、やはり5年かけて普通の家賃になるわけですか、最初は安いですがけれども、5年かけて通常の家賃に戻っていくという。幸いにして土別市は公営住宅の減免制度を持っていますから、非常に年金の少ない方だとかそういう人たちは、物すごく助かっていると思うんですけども、どっちみちこれからもしばらくずっと続いているんですけども、先月ですか、西団地6戸募集したら、どのくらいの人の応募があったんですか。また朝日は常に募集していますよね。朝日の場合だったら、もしかしたら抽せ

んしないでも入れる場合もあるし、そういう申し込み状況というのはどうなっているのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 工藤建築課長。

建築課長（工藤博文君） 公募・応募の状況でございます。現在、24年度の全体の公募戸数と応募数につきましては、土別地区でありますけれども、24年度2月までに18戸の住戸を公募いたしております。それに対しまして、応募数が128戸ということになっております。この中には落選をしまして、次回の機会にということで、複数月申し込まれている方も含まれております。これまで議会のほうで御答弁をさせていただきました平均では5倍くらいの倍率ということになっておりますので、18戸に対して5倍ですから、90戸ぐらいの申し込みが平均してあると、1年であるということですね。

西団地の一般公募の住戸でありますけれども、今、手元にある資料の中では20戸ほどの応募がございました。ですから、こういう状況を踏まえると、まだまだ市営住宅への需要というのは高いものと認識しております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 本当にそうなんです。市営住宅に入りたい入りたいという声はよく聞くんです。そこで、市営住宅を借りて家賃は払っていますよと。家賃は払っているんですけども、実際に住んでいないと。荷物も置いていないと。家賃だけ払っている。また荷物は置いて家賃を払っていると。そういうのが市民から見たら、市営住宅に入りたいという人から見たら、いろいろな情報を持っているのです。そういう住宅、公営住宅のある人からは直接、私聞かないんですけども、回り回って、本当に困っている人が、議員さんどうなっているんですかと、そういう声がたまたま来たんです。ですから、もちろん役所としてはちゃんと家賃が入っていたら、そんな1件1件調べないですよ。本当に家賃もらっているけど入っているんだろうかどうか、そこまでは。また同じ住宅にいる人も、陰口だから言いたくないのかどうかわかりませんが、知っている人がたまたま話したのが僕のほうに来たんですけれども、現実そういう人がいた場合に、それは家賃をもらっているからいいんだと済ますのか、それとも住んでいないということは、別に住んでいるわけですから、困ってはいないんですよ、公営住宅に入らなくても。やっぱり公営住宅に入るといっては、現実に住むところが大変だということで募集して、初めて申し込みすると思うんですけども、そこら辺の実態というのはどうなんでしょうか。過去においては、冬になったらちょっと内地に、仕事いかなければならんからということで、そういう人がいたのは現実なんです。でもそれはしようがないと思うんですよ。そうじゃない以外でのそういう実態というのはどのように捉えているのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

建築課主幹（佐々木 誠君） 入居はしていますが、生活実態のない住戸はどのくらいあるかという御質問だと思うんですけども、市が把握している住戸は2戸あります。数年前より生活

実態を聞き取り、現地調査、入居者との面談により、市営住宅での生活を行うように指導しております。そして長期間にわたり生活実態のない場合は、明け渡し請求を求めることにつきましてもお話しているところでございます。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それなりの理由があって、そうやって家賃は払っているんだけど、実際に生活していないというそれなりの理由はあると思うんですけども、そういう市の今置かれた、建てかえ事業どんどんやっていることによって、なかなか空いている住宅が少なくなっていくという、そういう現状から見て、そういうことを家賃は払っているんだけども入居していないという方に理解していただいて、そこら辺は話し合いたと思うんですけども、相手の都合もあるでしょうし、だけど、それが市民の本当に困った人の声なんです。ですから、私はそういのは内部で、なあなあじゃなくして、わかりました、では今度議会で、そういうあなたの声を、私はあなたのかわりに発言しますと、そういった約束があったものですから、そういう実態のある人から見たら、何だあの議員と思われるかもわからんですけども、それが市民の声だということをよく理解して、その該当者をお願いしていただきたいと思うんです。

次に、いわゆるあいの実保育園ですか、建ちましたよね。あそこ、建つ前は更地だったんです。そうしたら、あそこら辺の近辺に住む団地の人は、除雪楽だったんですね、どっちかというと。建つ前から、僕言われたんですけども、あそこ建ったら除雪大変なんだということ言われたんです。現実建ったら、やっぱりあそこら辺の除雪、住んでいる人は大変だと思うんです。たしかあそこ、でき上がって、議会であそこ視察しましたよね、その二、三日前通ったら、あそこすごい雪だったんですよ。いやいやって見ていたんですけども、当日行ったらきれいに除雪して、いい道になっていましたけれども、やっぱり住んでいる人にしたら、土別は特に今年雪多いですから、それでも道路に出さないでくださいといえども、ひどくなってきたら出してくるんですよ。それで、今まで、たしか何力所か市営住宅に融雪槽というのを設置したと思うんです。その実績と、その設置した公営住宅の使用状況というのをどのように捉えているのでしょうか。

副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

建築課主幹（佐々木 誠君） 今までの融雪槽の設置状況なんですけれども、東雲団地に2カ所、これは平成17年度と18年度に設置しております。そしてつくも団地も2カ所設置しております。東雲団地の1カ所は、平成20年から使用をとめているような状況になっております。そしてもう1カ所は、降雪の多いときのみを使用しているという状況です。維持費なんですけれども、これは入居者に負担をお願いしているところでありまして、1シーズンなんですけれども、今の灯油単価に換算しますと、1カ月当たり6,000円から9,000円程度かかっております。これは1戸当たりになります。つくも団地に関しましては、これは地下水を利用するタイプを設置しておりまして、1カ所は地下水がないような状況になって、使えないような状況になっており

ます。もう1カ所は使用しておりまして、この維持費は1シーズン、トータルで1万円程度になっております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） やっぱりあったら、本当に必要な人は助かるんですよ。まして車持っているとなったら、やっぱり家の前に車置くだとか、そうなった場合に、ああいうのがあったら全部投げて、きれいにしていたら、やっぱり車もスムーズにやることもできますし、もちろん維持費は若干かかりますけれども、例えば寿団地で私も見たんですけども、4戸の長屋がずらっとあったら、道路のすぐそばの人は出しやすいんですけども、4戸の奥になったら、ましてそこがお年寄りとなったら、なかなか道路まで持っていくといたら大変だし、たまたま僕、そこに住んでいる方に聞いたんですけども、そういう融雪槽というのがあるんですけども、やっぱり維持費がかかるんではないかとしたら、年金が少なかったら、もしつけてくれたらありがたいけれども、維持費にかかるんだったら年金で大変なんだというのが、それもまた実際の住んでいる人の声なんです。それで、高齢者がそういうところに住んでいて、そういう方に対しての除雪体制というのは、行政としてどのように考えているのか、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

副委員長（粥川 章君） 佐々木主幹。

建築課主幹（佐々木 誠君） 公営住宅に住んでいる高齢者の皆さんが除雪を行う場合には大変苦労があるということは認識しておりますが、玄関前の通路は入居者の皆さんに除雪を行っていただくこととなっております。これは大変御迷惑をかけますが、御理解をいただきたいと思っております。

また、65歳以上の場合、要件はございますが、除雪サービス事業の利用が可能でございますので、機会を捉えて該当者へお知らせをいたします。また入居者の1人当たりの費用を抑えるために、管理組合設立という手法もございますので、そういったことも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

副委員長（粥川 章君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 今、割と2階建てだとかそういうふうになってきています、公営住宅。ですから平家というのが本当に少なくなってきているんですよ。それだけに当然古いですから、家賃も安い、当然高齢者の方も多いと。やっぱりそういったところは建てかえ事業なんかはまだまだ先の話だと思うんです。やはりそういった面では、そういう方々の除雪というか、そういうのも行政として、特にお年寄りの方のこと、除雪ボランティアもいるんでしょうけれども、そういうのを含めて対応していただきたいと。特に近年、これから雪がどういうふうになっていくかわかりませんので、そこら辺配慮していただきたいと思っておりますけれども、最後、一言お願いします。

副委員長（粥川 章君） 工藤課長。

建築課長（工藤博文君） 高齢者の皆さん、市営住宅の入居率というのはかなり、どの団地でも高くなってきております。これは現状、年々高齢者の方が増えているということになってきております。建てかえの場合は、やはり除雪にかかわる労力を軽減するという意味で、片側の通路、それとか玄関に壁、屋根をつけて、通路部分についての除雪がなくなるようにということ建てかえを進めてきております。ただ、まだまだ建てかえが、今後かなりの戸数の建てかえがございます。その中で、先ほども佐々木主幹のほうからお答えを申し上げましたが、一つは管理組合というような団地の中で、皆さんで協力できるような体制がつかれないのかというものも、以前からの課題でございました。ただ、一つの棟にまとまっていないという部分もありまして、団地全体の皆さんの意向がまとまるかどうかというのは、今後、入居者の皆さんの御意見ですとか、近隣市町村、どのように対応されているのかというものも調査をしていかなければならないと思います。

緊急時の連絡等、高齢者の方から屋根からの雪で玄関があかないですとか、そういうものにはすぐ、これまでも対応してきておりますし、除雪等の相談につきましても建築課窓口のほうで、住宅担当のほうで御相談をさせていただいたり、現地に赴いたりということをしておりますので、それらも含めて、今後高齢者の皆さんの除雪体制など、検討してまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（粥川 章君） これにて総括質問を終結いたします。

副委員長（粥川 章君） お諮りいたします。まだ付託案件の審査が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（粥川 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

なお、21日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時10分閉議）